

総社市火災予防条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年9月14日

総社市長 片岡 聡 一

総社市規則第19号

総社市火災予防条例施行規則の一部を改正する規則

総社市火災予防条例施行規則（平成17年総社市規則第162号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後						改正前									
(標識類) 第10条 条例の規定による標識類は、次の表に定める形式によるものとする。						(標識類) 第10条 条例の規定による標識類は、次の表に定める形式によるものとする。									
												根拠条文		標識類の種類	
				短辺 cm	長辺 cm	地	文字					短辺 cm	長辺 cm	地	文字
略						略									
条例第23条第3項		喫煙所		10以上	30以上	白	黒	条例第23条第4項		喫煙所		10以上	30以上	白	黒
略						略									
備考 略						備考 略									
2 略						2 略									

附 則

この規則は、令和5年10月1日から施行する。